

令和5年9月1日(金)

第1回 県立文化会館のあり方検討会議

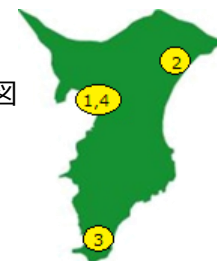
県立文化会館の あり方検討について ～現状、課題の整理～

資料1 概要

千葉県文化振興課

県立文化会館の概要

位置図



- 施設の概要は、以下のとおり。

	①千葉県文化会館	②東総文化会館	③南総文化ホール	④青葉の森公園 芸術文化ホール
設置目的	県の文化振興の拠点	東部地域の文化振興の拠点	南部地域の文化振興の拠点	伝統芸能及び県民参加による文化芸術の普及
所在	千葉市	旭市	館山市	千葉市
構造 ・ 規模	鉄筋コンクリート造 地上3階・地下3階 敷地面積33,070㎡ 延床面積12,453㎡ 敷地 県有地	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上3階・地下1階 敷地面積9,999㎡ 延床面積5,941㎡ 敷地 県有地	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上3階 敷地面積18,057㎡ 延床面積8,290㎡ 敷地 市有地	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上3階・地下1階 敷地面積7,149㎡ 延床面積7,029㎡ 敷地 国有地
構成	大ホール1,790席 小ホール 252席 楽屋、練習室、会議室等	大ホール 900席 小ホール 302席 楽屋	大ホール1,200席 小ホール 300席 楽屋、練習室、会議室等	大ホール 885席 (能舞台組立時 911席) 楽屋、練習室、会議室、 展示室等
設置年月 (築年数)	昭和42年 (H8改修) (56)	平成3年 (32)	平成9年 (26)	平成4年 (31)
長寿命化計画に よる位置付け	第Ⅰ期大規模改修 ※R5.4~R7.4大規模改修	位置付けなし	位置付けなし	位置付けなし
備考	帰宅困難者 一時避難施設 (県)		帰宅困難者 一時避難施設(市)	指定避難所(市)
指定管理者	千葉県文化振興財団 (R 3年度～R 7年度)			

※東総、南総、青葉は国民保護法に基づく避難施設に指定されている。

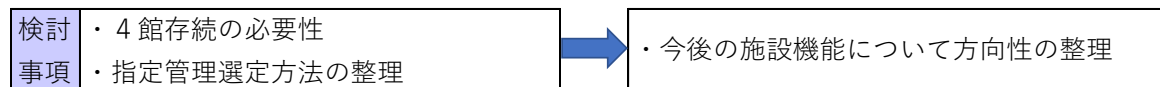
検討を行う背景

- 県立文化会館は県内に4館あり、いずれも昭和後期から平成初期にかけて建設され、施設の老朽化が進んでいる。
- また、本県においては今後、少子高齢化や人口減少に伴い、地域経済の縮小や都市・集落の機能低下などが懸念されているほか、新型コロナウイルス感染症の流行による文化芸術の鑑賞環境・参加環境も変化してきている。
- 本県では県民が文化芸術に親しむ土壌を育むため「千葉県文化芸術の振興に関する条例」を定め、「千葉県文化芸術推進基本計画」において文化会館の利用環境の整備・充実、地域に根差した事業展開の支援、他分野での活用促進等に取り組むことを掲げている。
- このような中で、今後も本県での文化芸術振興を続けていくために、各館の運営状況や利用状況等を踏まえて4館それぞれの機能や役割の整理、あり方を検討することとなった。

検討スケジュール

- 本検討会議では令和5年度から6年度にかけて、各館のあり方（存続の必要性）、課題の整理や今後の管理方法等を検討していく。
- 検討していく中で、各文化会館の所在市町や、指定管理者の意見等を確認する。
- 令和5年度は、検討会議を2回開催し基本的方向性の整理まで行う。
- 令和6年度は、検討会議を3回程度開催し検討のまとめまで行う。

R5					R6							R7																			
8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7								
<ul style="list-style-type: none"> ●あり方検討会議立上げ ●第1回検討委員会 (現状、課題の整理) 					<ul style="list-style-type: none"> ●第2回検討会議 (基本的方向性の整理) 			<ul style="list-style-type: none"> ●第3回検討会議 (課題の整理) 				<ul style="list-style-type: none"> ●第4回検討会議 (役割の検討) 				<ul style="list-style-type: none"> ●第5回検討会議 (検討のまとめ) ●パブコメ 				<ul style="list-style-type: none"> ●パブコメ結果、検討結果公表 				<ul style="list-style-type: none"> ●設管条例改正案上程 				<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者選定 			
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; color: red;"> 第1回目～4回目までのいずれかの期間で 市町村、財団（指定管理者）から意見聴取 </div>																															



県立文化会館4館に関する整理1

文化芸術基本法（H29年6月23日改正）

- 文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進し、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的とした法律。

（基本理念）

第二条

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

県立文化会館4館に関する整理1

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

県立文化会館4館に関する整理2

劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（H24年6月27日施行）

- 文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化等を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定めた法律。
- 本法律に記載されている劇場・音楽堂等の事業、役割は以下のとおり。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

県立文化会館4館に関する整理2

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

県立文化会館4館に関する整理3

劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（H25年3月29日告示）

- 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の規定に基づき文部科学大臣が定める指針。
- 本方針に記載されている設置者又は運営者の取組に関する事項は以下のとおり。

（設置者又は運営者の取組に関する事項）

- 1 運営方針の明確化に関する事項
- 2 質の高い事業の実施に関する事項
- 3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項
- 4 普及啓発の実施に関する事項
- 5 関係機関との連携・協力に関する事項
- 6 国際交流に関する事項
- 7 調査研究に関する事項
- 8 経営の安定化に関する事項
- 9 安全管理等に関する事項
- 10 指定管理者制度の運用に関する事項

県立文化会館4館に関する整理4

地域文化施設の役割、地域文化施設に求められている機能（法律・指針）

- ・ 前述した国の法律および指針から、地域文化施設に求められている役割、機能（事業）は以下のとおり。

地域文化施設の役割

- ・ 文化・芸術振興
- ・ 地域文化振興
- ・ 地域の活性化

地域文化施設に求められている機能（事業）

- ・ 自主公演事業 質の高い事業の公演を企画し、実施する
- ・ 施設提供事業 文化芸術の上演活動の利用に供する
- ・ 普及・啓発事業 文化芸術の担い手育成・支援
- ・ 地域連携事業 他の劇場や関係機関等と連携した取組を行う
- ・ 安全管理業務 設備の維持・保守点検・改修計画
- ・ 共生社会の実現（社会的包摂）に資するための事業を行う

県立文化会館4館に関する整理5

千葉県文化芸術の振興に関する条例（H30年10月19日施行）

- 県民が文化芸術に親しむ土壌を育むため、文化芸術に関する施策に関し、基本理念及び文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めた条例。
- 本条例には、文化会館に関する直接的な記載はないが、基本理念において以下の記載がある。

（基本理念）

第2条

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の特色を反映した文化芸術の発展が図られなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

県立文化会館4館に関する整理6

千葉県文化芸術推進基本計画（R4年3月策定）

- 前述の県条例に基づき、文化芸術振興のために取り組むべき基本的な方向性等を定めた計画。（計画期間：令和4～6年度）
- 本計画において文化会館に関する記載は以下のとおり。

施策の柱	施策の展開	主な取組
1 あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり	③文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の機能の充実	○文化芸術活動拠点としての利用環境の充実 ○地域の活動支援体制の充実 ○文化施設等における多様な利用者に対応する環境の整備
3 新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり	⑨文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の多面的な活用	○芸術家・文化人や文化芸術団体、県民、市町村等との交流・連携の強化 ○文化施設等の学校教育や他分野での活用促進
5 ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信	⑬「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成	○文化施設等を文化芸術の創造や情報発信の拠点とするための機能の充実

県立文化会館4館に関する整理7

公の施設の見直し方針（H28.7.21行政改革推進本部決定）

- 本県の行政改革計画により、県民サービスの向上とコスト縮減を図るため、公の施設の見直しを行い、方針を策定。
- 県立文化会館4館については、施設内容を検討することとなっており、以下3点の方針が示されてる。

- 1 地域との連携事業やニーズを踏まえた活性化策を検討し、利用率や利用者数の向上を図る。
- 2 全館において設備等が老朽化していることから、県の厳しい財政状況を踏まえ、維持補修等の優先順位をつけるなどの検討を行う。
- 3 また、運営状況や利用状況（利用率・利用者数）等を踏まえ、4つの文化会館のあり方について検討を行う。

※なお、本方針についてはH28年度に策定したものを最終とし、その後の各施設のあり方については、各担当課で検討・決定することとなっている。

県立文化会館4館に関する整理8

千葉県県有建物長寿命化計画（R5.3月改定）

- 庁舎等について、財政負担の軽減や平準化を図りながら、大規模改修や建替え、計画保全への切替え等の長寿命化対策の円滑な実施及び県有建物の総量の適正化を推進するための計画。
- 計画に位置付けるためには、次の3ステップを経る必要がある。

ステップ1 施設・組織のあり方、方向性の検討 ※本検討会議で検討

ステップ2 老朽化状況の把握・施設の課題の整理・優先順位の考え方

ステップ3 既存施設の活用・整備手法の検討 ※ステップ2・3
は総務部で検討

- 県立文化会館4館のうち、本計画に位置付けられている建物は千葉県文化会館のみ。

（千葉県文化会館については、県を代表する文化施設であり、県内の文化芸術活動の拠点として維持・運営していく必要があるため、あり方の検討を行う前ではあったが、H29年度に計画に位置付けられた）